

ベトナム向け技術協力プロジェクト討議議事録の署名：国際財務報告基準(IFRS)の導入を支援



2020年12月22日

国際協力機構(JICA)ベトナム事務所

国際協力機構(JICA)は、12月22日、ハノイにて、ベトナム社会主義共和国との間で、技術協力プロジェクト「国際財務報告基準(IFRS)導入支援プロジェクト」に関する討議議事録(Record of Discussions: R/D)に署名しました。

本事業は、ベトナムにおける国際財務報告基準(International Financing Reporting Standards: IFRS)導入に際した適用ルールや関連法規等枠組みの策定、政府機関及び関連民間事業者のIFRSに対する理解・実務能力の向上、IFRS任意適用の影響評価を行うことにより、IFRS適用に向けた環境の整備を目指します。また、SDGs(持続可能な開発目標)ゴール8の達成に貢献します。

ベトナムでは、自国企業の国際資本市場へのアクセスニーズの高まりや、昨今の世界的な会計基準統一に向けた動きを踏まえ、会計制度・基準のさらなる近代化・国際化への取り組みを進めています。2020年3月、ベトナム財政省はその取り組みの一環として、2022年からのIFRS任意適用の開始と、2025年の強制適用開始を目標とするIFRS適用に向けたロードマップを決定しました。

他方、現行のベトナム会計基準から国際基準であるIFRSへの移行は、公正価値(時価)評価導入等による企業財務への影響、IFRS導入への対応に係る企業のコスト負担の増加などの経済インパクトをもたらす可能性が高く、ベトナムにとって最適なスピード・内容での移行策の検討が急務となっています。

本事業では、世界的にも稀な「IFRS任意適用」の経験を有する我が国の知見を活かし、ベトナムにおけるIFRS適用に向けた環境を整備することで、ベトナム企業の財務諸表の信頼性、透明性、投資家への説明責任能力の向上が期待されます。

【案件基礎情報】

国名:ベトナム社会主義共和国

案件名:国際財務報告基準(IFRS)導入支援プロジェクト

実施予定期間:2021年4月~2024年3月(36ヵ月)

実施機関:ベトナム財政省会計監査監督局

対象地域:ハノイ

具体的事業内容:IFRS導入に際した適用ルールや関連法規等枠組みの策定、政府機関及び関連民間事業者のIFRSに対する理解・実務能力の向上、IFRS任意適用の影響評価。

問合せ先:

JICA ベトナム事務所 高木 結実(広報班)

11th Floor, Corner Stone Building, 16 Phan Chu Trinh Street, Hoan Kiem, Hanoi, Viet Nam

Tel: (84-24) 3831 5005 (ext. 137)